

賃貸住宅に関する争い(もめごと)に関する事、何でもご相談ください!

賃貸トラブル110番 「無料」相談会

相談時間
30分
定員4名

こんなお悩みありませんか?

借主の相談

- 退去時の原状回復費用(ハウスクリーニング代金など)について知っておきたい
- 敷金を返還してくれない
- 隣部屋の騒音がひどい
- 家賃の増額を要求されている
- 立ち退きを請求されている



貸主の相談

- 賃料を払ってくれない
- 貸家を明け渡してほしい
- 貸家を傷つけられた
- ペット飼育不可なのにペットを飼っている
- 無断で他人に転貸している



直接の面接でご相談されたい方

予約受付番号 **0985-28-8538**

※予約受付は、月曜日から金曜日(祝日を除く)、午前10時~12時、午後1時~4時

相談日時 各回午後6時~午後8時まで

① 平成25年10月1日(火)	⑧ 平成26年1月7日(火)
② 平成25年10月15日(火)	⑨ 平成26年1月21日(火)
③ 平成25年10月29日(火)	⑩ 平成26年2月4日(火)
④ 平成25年11月12日(火)	⑪ 平成26年2月18日(火)
⑤ 平成25年11月26日(火)	⑫ 平成26年3月4日(火)
⑥ 平成25年12月10日(火)	⑬ 平成26年3月18日(火)
⑦ 平成25年12月24日(火)	

相談会場

宮崎県司法書士会館

〒880-0803 宮崎市旭1丁目8番39-1号



電話でご相談されたい方

ご相談受付番号 **0985-23-8393** (直通)

相談日時

上記相談日の午後6時~午後8時まで
※お電話での相談は、上記時間内のみ受付致します。

ADRをご存知ですか?

ADRとは、裁判ではなく当事者間の話し合いによって紛争の解決を図る方法のことです。司法書士会では、ADR制度を利用した紛争解決のお手伝いも致します。なお、本相談会は国土交通省の「住宅セーフティネット基盤強化推進事業」の補助対象事業となっています。

主催：宮崎県司法書士会